

## タイを仕向国とする第一種特定原産地証明書への記載について

平成30年5月29日  
経 済 産 業 省  
原 産 地 証 明 室

この度、タイ政府当局より日本側政府当局である当省に対し、第一種特定原産地証明書の記載に関する注意喚起の要請がありました。

同国を仕向国とする日・タイ経済連携協定及び日・ASEAN 包括的経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給申請にあたっては、下記の点にご留意いただきますようお願い申し上げます。

各欄への記載方法などの詳細につきましては、指定発給機関である日本商工会議所の申請窓口までお問い合わせください。

### 記

#### 【輸送手段欄の記載について】

- ① **輸送手段**の記載については、分かる範囲（as far as known）で記載することと協定に規定されています。特に**遡及発給**により輸送手段が分かっていることが明らかであるにもかかわらず記載がない場合は、タイ税関より通関時の指摘及び検認などが行われることがあります。

#### 【品名欄の記載について】

- ① **品名**の記載について、インボイス上の複数の品目が原産地証明書上では一つにまとめられている場合、特に付加価値基準が使われていると個々の品目について正確に原産性が確認されたか疑義が生じかねず、タイ税関より通関時の指摘及び検認などが行われることがあります。
- ② **ケースマーク**（荷印・荷物番号）の記載について、協定附属書でも義務づけられていることからタイ政府当局ではこれを重要視しており、正確に記載されていない場合は、タイ税関より通関時の指摘及び検認などが行われることがあります。

以上

#### 問い合わせ先

貿易経済協力局 貿易管理部 原産地証明室  
電話：03-3501-0539  
E-mail：gensanti-syoumei@meti.go.jp